

無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する告示案等についての意見募集の結果及び意見に対する総務省の考え方

(平成 27 年 11 月 25 日から同年 12 月 24 日 意見募集)

【意見提出：1 件】

意見提出者	意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
(一社) 全国船舶無線協会	<p>【意見】 新スプリアス確認設備を使用する無線局への救済措置であるため、今回の関係規定の整備に賛成します。</p> <p>【要望】 平成21 年総務省告示第471 号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案については、以下の点について要望します。</p> <p>1. 旧スプリアス設備は、平成17 年改正省令の附則の経過措置により平成29 年11 月30 日までに限り、新規則の規定に係わらず、旧規則の規定により無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可を受けることができますので、「無線局から削られた無線設備を除く。」の次に「なお、平成29 年11 月30 日までは、従前の例によることができる。」などと一文を加えていただきたい。</p> <p>また、案では括弧書きで「免許手続規則第15 条の5 第1 項第2 号の規定を受けた場合を除く。」となっています。この案では同一設置場所での廃止新設は行えますが、平成29 年11 月30 日までに無線局に設置された新スプリアス確認設備を平成29 年12 月1 日以降に新建造等の代船に設置して廃止新設を行うことができません。このた</p>	<p>【意見】 賛成のご意見として承ります。</p> <p>【要望】 1 平成 19 年 11 月 30 日以前に製造された無線設備で、平成 17 年改正省令による改正後の設備規則の条件に適合するものについて、当該条件に適合した日以降に廃止等がされた無線設備であっても、その後、新たに開設・無線設備の追加を行う際に、当該条件に適合するか否かの確認を行うこととなります。その際に小規模な船舶局に使用する無線設備の条件に該当するか否かは判断できると考えられますので、原案どおり</p>	無

	<p>め、設置場所の変更を伴う廃止新設が可能となるようにご配慮をお願いします。</p> <p>2. 27MHz 帯SSB 25W 及びAIS-SART（見なし検定）は、小規模な船舶局に使用する無線設備に含まれていないため、特定船舶局ではなく船舶局として無線局を開設して無線検査を受ける必要があります。このため、簡易な手続きで無線局を開設し、船舶の航行の安全と免許人の利便性を図りたいので、以下の無線設備を小規模な船舶局に使用する無線設備に追加していただきたい。</p> <p>(1) H3E電波又はJ3E電波26.1MHz を超え28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力25ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>(2) 搜索救助用位置指示送信装置（電波法施行規則第11条の5第1号の機器）</p>	<p>とします。</p> <p>また、設置場所の変更を伴う廃止、新設については、従来より、免許規則第15条の5第1項第2号では対象外となっておりますので原案どおりとし、本要望につきましては、小規模な船舶局に使用する無線設備の条件の見直しに係る施策において参考とさせていただきます。</p> <p>2 今回の意見募集の対象外のご要望ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
--	---	--	--